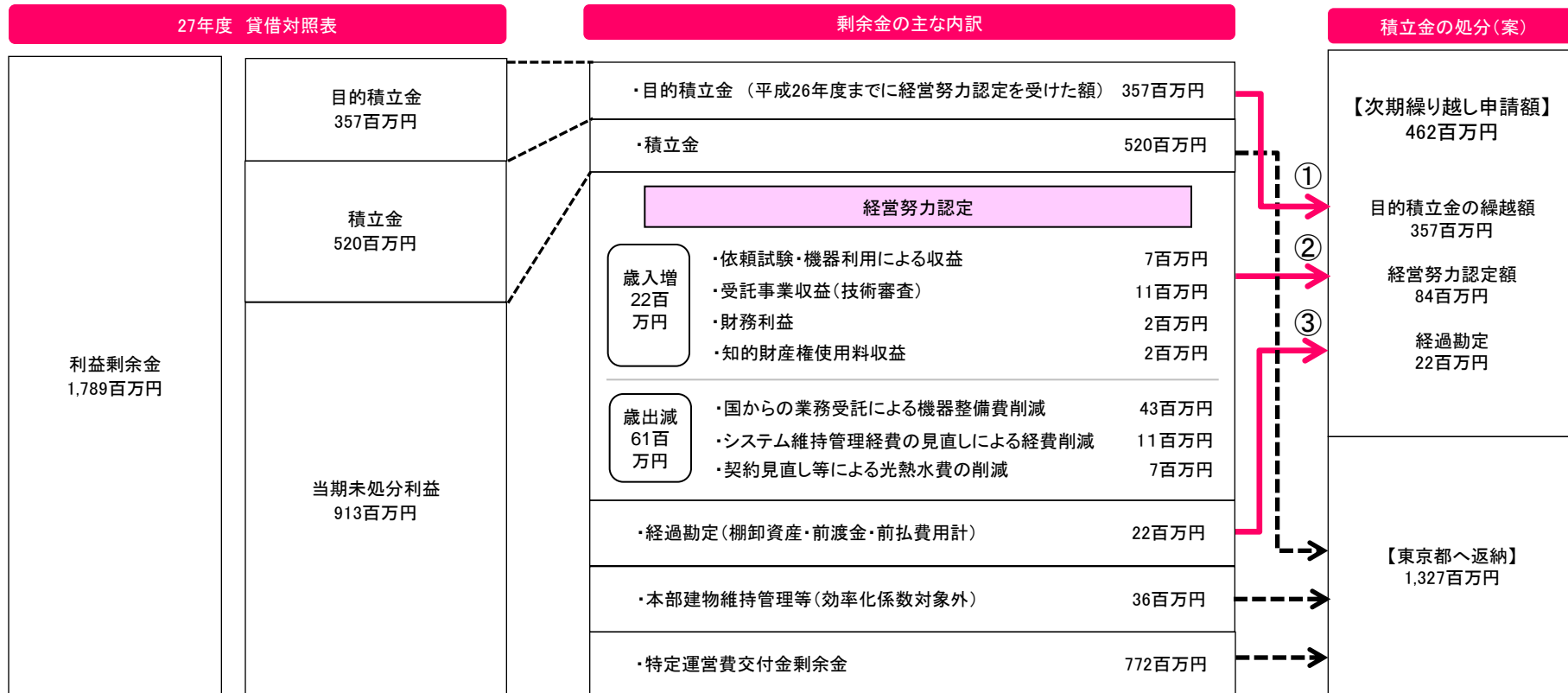


積立金繰越の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第4項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれかの要件に合致する場合に承認する。

- ① 目的積立金については当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合
- ② 平成27年度に目的積立金に係る経営努力が認定される事由に相当する事由がある場合
- ③ 納付する現金がなく、棚卸資産や前渡金、前払費用等の経過勘定が計上されている場合
- ④ 競争的資金制度の円滑な運営のために、研究資金の繰越しを行う合理的な理由がある場合
- ⑤ 自己責任でない事由により、第二期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合



【経営努力認定の考え方】

《前提》

業務実績評価の評定「S」「A」「B」「C」「D」のうち、「S」「A」「B」がおおむね80%以上

年度計画との対比により利益の発生要因を把握

- ① 交付金及び補助金等に基づく収益以外の収益が増加したことによる利益であって、当該利益が経営努力により生じたものであることを確認。(会計基準72(参考)4(1))
- ② 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が経営努力によるものであることを確認。(会計基準72(参考)4(2))
- ③ その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。(会計基準72(参考)4(3))